

西川町の給与・定員管理等について (平成23年度)

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 6,448	千円 5,569,213	千円 527,265	千円 861,509	% 15.5	% 17.0

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 99	千円 362,771	千円 44,441	千円 130,447	千円 537,659	千円 5,431	千円 5,567

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

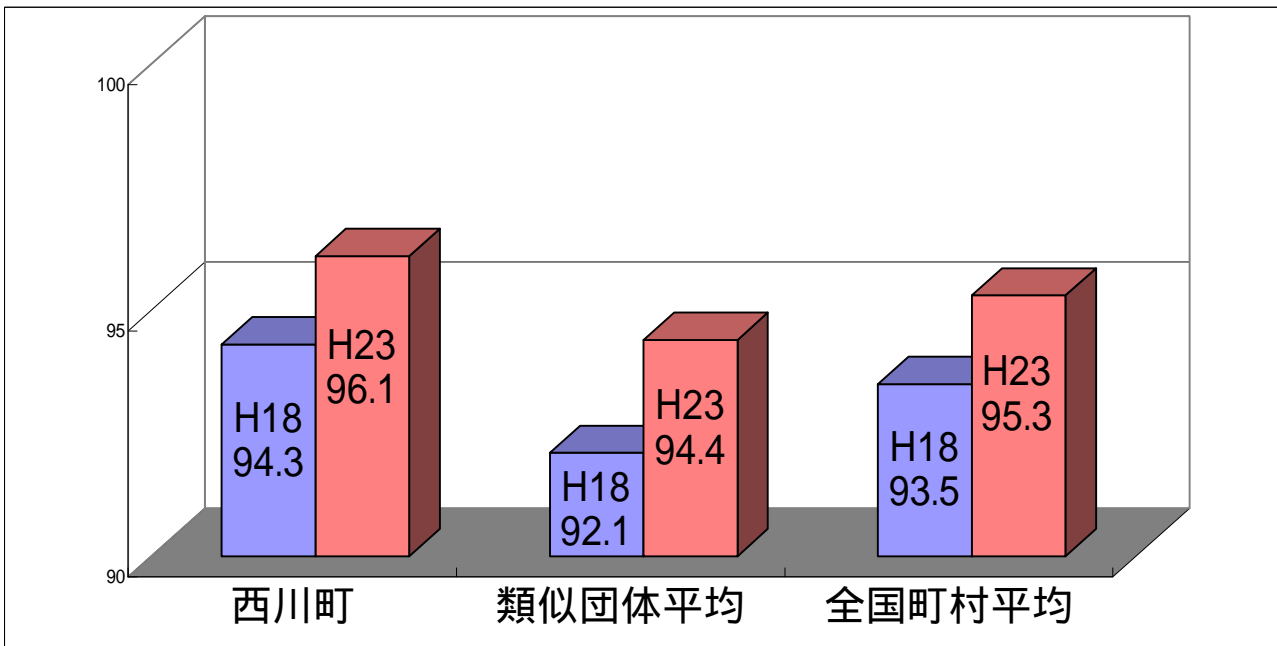
2 職員数は、22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(平成23年度 主な給与改定等)

- ・ 特別職等の給料削減(町長20%、副町長10%、教育長5%)
- ・ 55歳を超える職員(行政職給料表6級以上相当)の給料月額等を1.5%減額

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西川町	42.7 歳	318,200 円	382,565 円	342,064 円
山形県	44.0 歳	349,400 円	431,600 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	-	397,723 円
類似団体	43.3 歳	320,005 円	369,823 円	345,856 円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
西川町	40.8 歳	10 人	280,700 円	290,720 円	284,110 円
うち調理員	42.1 歳	7 人	288,200 円	297,244 円	291,758 円
山形県	43.9 歳	551 人	322,000 円	368,800 円	343,100 円
国	49.5 歳	人	283,862 円	-	321,662 円
類似団体	48.7 歳	7 人	277,692 円	296,230 円	288,237 円

類似団体の職員数は平均職員数です

民間			参考 A/B
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
-	-	-	-
調理士(男女)	40.3 歳	217,500 円	1.37
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
西川町	-	-	-
うち調理員	4,688,928 円	2,957,200 円	1.59

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれて居ないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 民間類似職種の給与情報は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)の職種別の数値を3ヵ年平均(平成20年度から平成22年度までの各年度の労働者数で加重平均)したものです。
- 4 各年度(3ヵ年平均前)の「平均給与月額」は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」であり、「年収ベース」は賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」を1.2倍したものに「年間賞与その他特別給与額」を加えた試算値です。
- 5 各年度(3ヵ年平均前)の「調理師(男女)」の「平均年齢」及び「平均給与月額」は、男女別の労働者数で加重平均したものです。
- 6 「公務員(C)」の「年収ベース」のデータは、平均給与月額を1.2倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。
- 7 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分		西川町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	131,500 円	135,600 円	-
	中学卒	131,500 円	125,400 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	272,100 円	307,100 円	349,700 円
	高校卒	232,800 円	287,200 円	316,900 円
技能労務職	高校卒	230,200 円	254,000 円	298,600 円
	中学卒	対象者なし	対象者なし	対象者なし

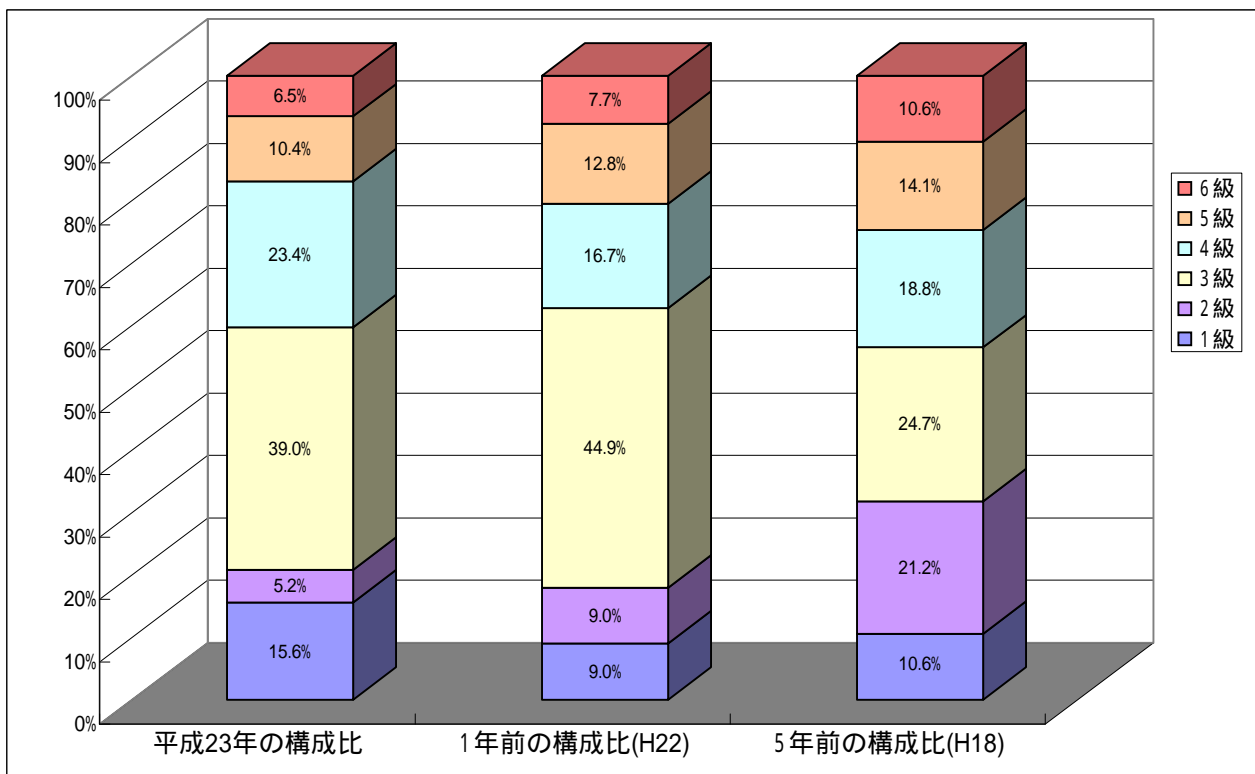
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補、技師補	12 人	15.6 %
2 級	主事、技師	4 人	5.2 %
3 級	係長、主任	30 人	38.9 %
4 級	課長補佐、係長、主任	18 人	23.4 %
5 級	課長、課長補佐	8 人	10.4 %
6 級	課長	5 人	6.5 %

(注) 1 西川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日現在に勤務成績に応じ4号給を標準として昇給させています。
人事評価制度が確立されるまでの勤務成績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西川町	山形県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,316 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,535 千円	-
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.70) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度が確立されるまでの勤務実績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

西川町				国			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職を要件とする昇給号数の上乗せ 退職の年の1月1日昇給時に4号)							
一般職員							
1人当たり平均支給額	21,259 千円						

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 一般職員とは、教育公務員を除いた全ての職員です。

(3) 地域手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			39,879 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			1,812,659 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)			13.9 %
手当の種類(手当数)			7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療	1月につき基本額450,000円に入院患者1人あたり1日200円を加算した額
僻地特別手当	医師	病院が僻地にあるため支給	1月につき200,000円
出張診療手当	医師	大井沢・小山・岩根沢診療所・特別養護老人ホーム・成人病検査センターにおける診療	1回につき基本額15,000円
内視鏡等手当	医師	内視鏡作業	1月につき100,000円以内
透析手当	医師	透析作業	1月につき100,000円以内
保健指導手当	医師及び薬剤師	町立学校の学校医又は学校薬剤師業務	1年につき300,000円以内
夜間看護手当	看護師	勤務時間の一部又は全部が深夜(午後10時から朝5時まで)において行われる業務	・深夜における勤務時間が4時間以上 勤務1回につき 3,300円 ・2時間以上4時間未満 勤務1回につき 2,900円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	20,273 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	142 千円
支給実績(21年度決算)	17,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	121 千円

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額)	同じ		15,295 千円	212,434 円
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む)を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当(月額) ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度)	同じ		1,188 千円	297,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり・最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(月額・最高20,900円)	異なる	(国の制度)交通用具使用者の手当額(月額・最高24,500円)	9,083 千円	87,339 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給する手当 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	3,027 千円	201,829 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・給料月額に職に応じた支給割合(課長級10%)を乗じて得た額(月額)	異なる	(国の制度)俸給の特別調整額として支給 (46,300円~139,300円)	7,509 千円	441,731 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・勤務1回につき4,000円	同じ		72 千円	9,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・支給区分に応じた定額(1回あたり最高医師20,000円)	同じ		11,230 千円	280,748 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当(11月から翌年3月までの間支給)地域の区分及び世帯等の区分に応じた月額 ・世帯主で扶養親族のある職員：17,800円 ・その他の世帯主であるの職員：10,200円 ・その他の職員：7,360円	同じ		8,972 千円	59,029 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員に対して支給される手当 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)			千円	円

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額			等	
給 料	町 長	635,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	()	(820,000	円)	870,000 円 /	523,000 円	
	副 町 長	571,500	円	666,000 円 /	265,500 円	
	()	(635,000	円)			
報 酬	議 長	310,000	円	355,000 円 /	198,000 円	
	()	(円)				
	副 議 長	250,000	円	316,000 円 /	155,000 円	
	()	(円)				
期 末 手 当	議 員	235,000	円	301,000 円 /	131,000 円	
	()	(円)				
	町 長	(23年度支給割合)				
	副 町 長	6月： 1.4 月	12月： 1.5 月	計 2.9	月分	
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)				
	副 議 長	6月： 1.4 月	12月： 1.5 月	計 2.9	月分	
	議 員					
	備 考					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	820,000円*48月*56.7/100		22,317,120円	任期毎	
	備 考	635,000円*48月*33.1/100		10,088,880円	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

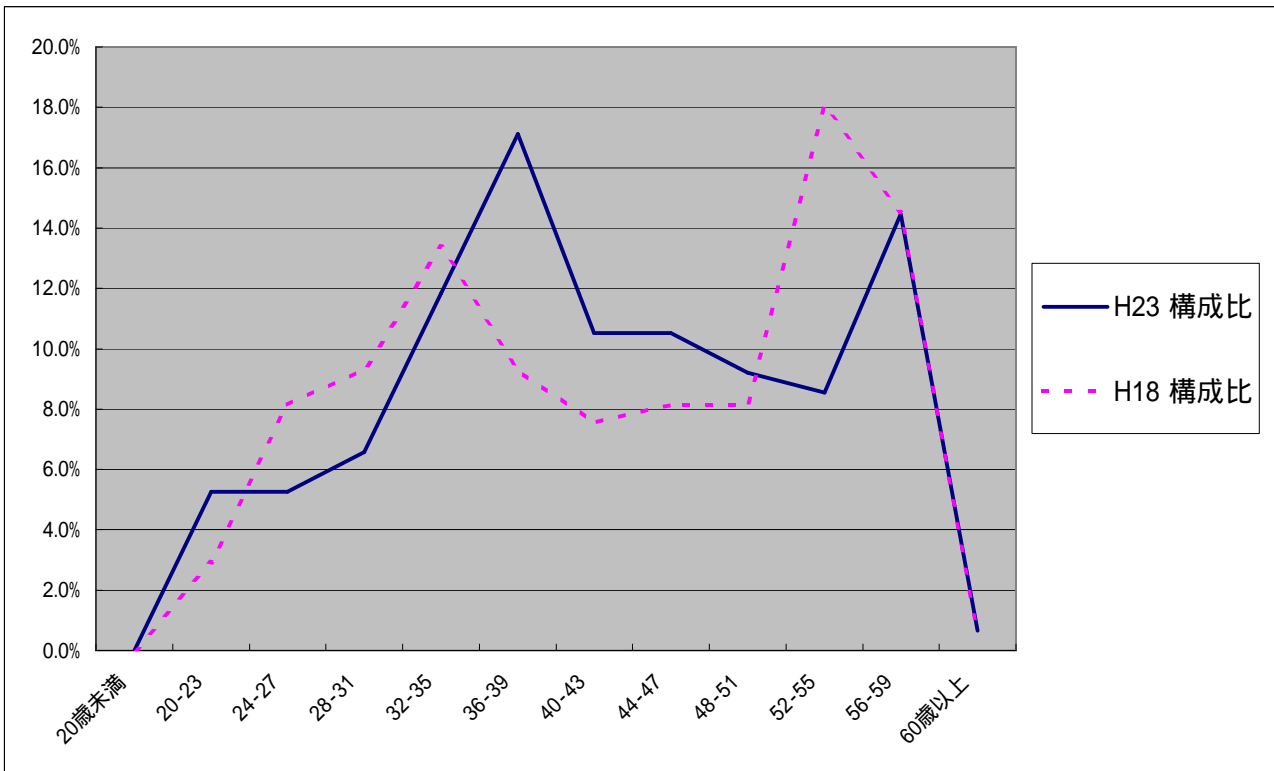
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	21	21		
		税務	5	5		
		民生	19	19		
		衛生	7	6	1	業務体制の見直し
		農林水産	10	9	1	業務体制の見直し
		商工	5	5		
		土木	4	5	1	業務体制の見直し
		計	73	72	1	<参考> 人口一人当たり職員数 111.66 人 (類似団体の人口一人当たり職員数 97.71 人)
		教育	21	20	1	人事異動による減
	小計	94	92	2	<参考> 人口一人当たり職員数 142.68 人 (類似団体の人口一人当たり職員数 121.26 人)	
公 営 企 業 会 社 業 計 等 部 門	病院	47	44	3	薬剤師・看護師の減	
	水道	5	4	1	退職者不補充による減	
	公共下水道	3	3			
	介護保険	6	5	1	業務体制の見直し	
	国民健康保険	4	4			
	小計	65	60	5		
合 計		159	152	7 [204]	<参考> 人口一人当たり職員数 235.73 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		8	8	10	18	26	16	16	14	13	22	1	152

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	82	81	78	76	73	72	10 -12.2%
教育	24	24	25	22	21	20	4 -16.7%
普通会計	106	105	103	98	94	92	14 -13.2%
公営企業等会計	66	65	66	67	65	60	6 -9.1%
総合計	172	170	169	165	159	152	20 -11.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 108,689	千円 14,863	千円 23,548	% 21.7	% 20.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 4	千円 13,526	千円 1,177	千円 4,379	千円 19,082	千円 4,771	千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

(平成23年度 主な給与改定等)

- ・ 55歳を超える職員(行政職給料表6級以上相当)の給料月額等を1.5%減額

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
西川町	35.3 歳	290,500 円	500,233 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				西川町			
1人当たり平均支給額(22年度)				1人当たり平均支給額(22年度)			
1,095 千円				1,316 千円			
(22年度支給割合)				(22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
(1.45) 月分		(0.70) 月分		(1.45) 月分		(0.70) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5～15%				役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

水道事業				西川町			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
	(退職を要件とする昇給号数の上乘せ 退職の年の1月1日昇給時に4号)				(退職を要件とする昇給号数の上乘せ 退職の年の1月1日昇給時に4号)		
	一般職員				一般職員		
1人当たり平均支給額	千円			1人当たり平均支給額	21,259 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 一般職員とは、教育職員を除いた全ての職員です。

ウ 地域手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		%	
手当の種類(手当数)		なし	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

--	--	--

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22 年度決算)	393 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度決算)	98 千円
支給実績 (21 年度決算)	642 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (21 年度決算)	129 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (22 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当 ・配偶者 13,000 円、配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円) ・扶養親族たる子のうち満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子につき 5,000 円加算 (月額)	同じ		270 千円	134,750 円
住居手当	自ら居住するための住宅 (貸間を含む) を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当 (月額) ・借家: 家賃に応じた額 (27,000 円限度)	同じ		千円	円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給する手当 ・交通機関利用者: 運賃等相当額 (1 箇月当たり・最高 55,000 円) ・交通用具使用者: 通勤距離区分に応じた定額 (月額・最高 20,900 円)	同じ		263 千円	65,750 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給する手当 ・勤務 1 時間当たりの給与額 $\times 25 / 100 \times$ 勤務時間数	同じ		千円	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当 ・給料月額に職に応じた支給割合を乗じて得た額 (月額)	同じ		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給される手当 ・勤務 1 回につき 4,000 円	同じ		千円	円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当 ・1 回 4,200 円	同じ		千円	円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給する手当 (11 月から翌年 3 月までの間支給) 地域の区分及び世帯等の区分に応じた月額 ・世帯主で扶養親族のある職員: 17,800 円 ・その他の世帯主であるの職員: 10,200 円 ・その他の職員: 7,360 円	同じ		252 千円	62,900 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員に対して支給される手当 ・日数区分に応じた定額 (日額最高 6,620 円)	同じ		千円	円